主催（公社）日本建築士会連合会、（一社）群馬建築士会

**「2019年改正建築士業務報酬基準説明会」のご案内**

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（国土交通省告示第１５号）の改正内容及び改正建築法の概要説明会を開催します。

（建築士会CPD：2単位）

日時／平成３１年３月１２日(火)１４：００～１６：００（13：00～受付）

会場／群馬県公社総合ビル　１階西研修室　（前橋市大渡町一丁目１０－７）

参 加 費：無料

定　　員：先着５０名（定員になり次第締め切ります）

締め切り：平成３１年２月２８日（木）

講義内容：国土交通省担当官の講義を収録したDVD（１.５～２時間）による説明会

1. 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
2. 改正建築士法の概要（情報提供程度）説明会の趣旨

申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、申込先にFAXまたは郵送してください。

　　　　　受付後、受付印を押印しFAXで返送しますので、受講票としてお持ちください。

申込・問合先：一般社団法人 群馬建築士会

　　　　　　〒３７１-0８４６　群馬県前橋市元総社町２－５－３　群馬建設会館3階

　　　　　　　TEL　0２７-２５２-２４３４　　　FAX　0２７-２５２-２５６５

申込日　　平成　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  | |
| 勤務先名称 |  | | |
| 住　所 | * ―　　　　　　　　　　　　　　　　　□勤務先　　□自宅 | | |
| CPD登録 | 有（No 　 ） ・　 無 | | |
| ＴＥＬ | □勤務先　　□自宅 | | |
| ＦＡＸ | □勤務先　　□自宅 | | |
| 所属団体に〇 | 建築士会・建築家協会・構造技術者協会・事務所協会・建設業協会・設備事務所協会・設備技術者協会 | | |

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、　　　　　　　受　付　印

　　　　一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、

　　　　一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会